

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）の主な修正点

【P9 通所サービス等の送迎加算（仮称）関係】

（修正のポイント）現行の基金事業の要件を踏まえて算定要件を明確化するほか、積算を見直す。

当 初 案	修 正 案
●送迎加算（仮称）【新設】 [生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の 場合] <u>20単位／回</u> * 生活介護の利用者で、障害程度区分5若しくは障害程度区分6 又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの 吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合、さらに 14単位／回を加算。 [短期入所の場合] 186単位／回	●送迎加算（仮称）【新設】 <u>1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送 迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金に よる基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により 算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に 定員の50／100以上が利用している場合に算定。</u> [生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の 場合] <u>27単位／回</u> * 生活介護の利用者で、障害程度区分5若しくは障害程度区分6 又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの 吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合、さらに 14単位／回を加算。 <u>（注）100分の60以上の要件の適用に当たっては、重症心身障 害児（者）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業 所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的 に生活介護を行う場合における、当該通園事業を利用していた1 8歳以上の者で障害程度区分の認定を受けていないものであつ て、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する者も含 めて判定される。</u> [短期入所の場合] 186単位／回

【P14 訪問系サービスのサービス提供責任者の配置基準の見直し関係】

(修正のポイント) 介護保険の動向を踏まえる一方、障害福祉サービスの特性も踏まえ、配置基準を見直す。

当 初 案	修 正 案
●サービス提供責任者の配置基準の見直し <居宅介護、同行援護及び行動援護> [現行] ①サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 [見直し後] 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <重度訪問介護> [現行] ①サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が5人又はその端数を増すごとに1人以上 [見直し後] 利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上	●サービス提供責任者の配置基準の見直し <居宅介護、同行援護及び行動援護> [現行] <u>以下のいずれか</u> ①サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 [見直し後] <u>以下のいずれか</u> ①サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 <重度訪問介護> [現行] <u>以下のいずれか</u> ①サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が5人又はその端数を増すごとに1人以上 [見直し後] <u>以下のいずれか</u> ①サービス提供時間1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

【P16 生活介護の人員配置体制加算の適正化関係】

(修正のポイント) 小規模の事業所や手厚い人員配置で重度者への対応を行う事業所に配慮しつつ、適正化幅を見直す。

当 初 案	修 正 案																																										
○ 人員配置体制加算は、前回改定において生活介護の基本報酬を平均障害程度区分に基づく評価体系から利用者個人の障害程度区分に基づく評価体系へと改めた際に、手厚い配置を行う事業所を評価するために創設された。基本報酬や人員配置体制加算の水準については、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単位設定とされたが、併せて報酬改定後の影響について検証を行うこととされていたところ。 ○ 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。	○ 人員配置体制加算は、前回改定において生活介護の基本報酬を平均障害程度区分に基づく評価体系から利用者個人の障害程度区分に基づく評価体系へと改めた際に、手厚い配置を行う事業所を評価するために創設された。基本報酬や人員配置体制加算の水準については、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単位設定とされたが、併せて報酬改定後の影響について検証を行うこととされていたところ。 ○ 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。 <u>なお、利用定員20人以下の小規模事業所については、平成21年度改定で地域における小規模事業所の役割に着目して新たに基本報酬区分が設けられた経緯も踏まえつつ、今回、基本報酬の適正化を見送ったこととの整合性を踏まえ、人員配置体制加算についても今回は見直しの対象としない。</u>																																										
●人員配置体制加算の見直し（平成24年度） <table><tr><th></th><th>[現行]</th><th>[見直し後]</th></tr><tr><td>人員配置体制加算（Ⅰ）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用人員が60人以下</td><td>265単位／日</td><td>→ 212単位</td></tr><tr><td>利用人員が61人以上</td><td>246単位／日</td><td>→ 197単位</td></tr><tr><td>人員配置体制加算（Ⅱ）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用人員が60人以下</td><td>181単位／日</td><td>→ 145単位</td></tr><tr><td>利用人員が61人以上</td><td>166単位／日</td><td>→ 133単位</td></tr></table>		[現行]	[見直し後]	人員配置体制加算（Ⅰ）			利用人員が60人以下	265単位／日	→ 212単位	利用人員が61人以上	246単位／日	→ 197単位	人員配置体制加算（Ⅱ）			利用人員が60人以下	181単位／日	→ 145単位	利用人員が61人以上	166単位／日	→ 133単位	●人員配置体制加算の見直し（平成24年度） <table><tr><th></th><th>[現行]</th><th>[見直し後]</th></tr><tr><td>人員配置体制加算（Ⅰ）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用定員が21人以上60人以下</td><td>265単位／日</td><td>→ 239単位</td></tr><tr><td>利用定員が61人以上</td><td>246単位／日</td><td>→ 221単位</td></tr><tr><td>人員配置体制加算（Ⅱ）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>利用定員が21人以上60人以下</td><td>181単位／日</td><td>→ 154単位</td></tr><tr><td>利用定員が61人以上</td><td>166単位／日</td><td>→ 141単位</td></tr></table>		[現行]	[見直し後]	人員配置体制加算（Ⅰ）			利用定員が21人以上60人以下	265単位／日	→ 239単位	利用定員が61人以上	246単位／日	→ 221単位	人員配置体制加算（Ⅱ）			利用定員が21人以上60人以下	181単位／日	→ 154単位	利用定員が61人以上	166単位／日	→ 141単位
	[現行]	[見直し後]																																									
人員配置体制加算（Ⅰ）																																											
利用人員が60人以下	265単位／日	→ 212単位																																									
利用人員が61人以上	246単位／日	→ 197単位																																									
人員配置体制加算（Ⅱ）																																											
利用人員が60人以下	181単位／日	→ 145単位																																									
利用人員が61人以上	166単位／日	→ 133単位																																									
	[現行]	[見直し後]																																									
人員配置体制加算（Ⅰ）																																											
利用定員が21人以上60人以下	265単位／日	→ 239単位																																									
利用定員が61人以上	246単位／日	→ 221単位																																									
人員配置体制加算（Ⅱ）																																											
利用定員が21人以上60人以下	181単位／日	→ 154単位																																									
利用定員が61人以上	166単位／日	→ 141単位																																									

人員配置体制加算（Ⅲ）

利用人員が <u>60人以下</u>	51単位/日 → <u>41単位</u>
利用人員が61人以上	44単位/日 → <u>35単位</u>

●人員配置体制加算の見直し（平成25年度）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用人員が <u>60人以下</u>	265単位/日 →	<u>199単位</u>
利用人員が61人以上	246単位/日 →	<u>185単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用人員が <u>60人以下</u>	181単位/日 →	<u>136単位</u>
利用人員が61人以上	166単位/日 →	<u>125単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用人員が <u>60人以下</u>	51単位/日 →	<u>38単位</u>
利用人員が61人以上	44単位/日 →	<u>33単位</u>

●人員配置体制加算の見直し（平成26年度以降）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用人員が <u>60人以下</u>	265単位/日 →	<u>186単位</u>
利用人員が61人以上	246単位/日 →	<u>172単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用人員が <u>60人以下</u>	181単位/日 →	<u>127単位</u>
利用人員が61人以上	166単位/日 →	<u>116単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用人員が <u>60人以下</u>	51単位/日 →	<u>36単位</u>
利用人員が61人以上	44単位/日 →	<u>31単位</u>

人員配置体制加算（Ⅲ）

利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	51単位/日 → <u>43単位</u>
利用定員が61人以上	44単位/日 → <u>37単位</u>

●人員配置体制加算の見直し（平成25年度）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	265単位/日 →	<u>225単位</u>
利用定員が61人以上	246単位/日 →	<u>209単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	181単位/日 →	<u>145単位</u>
利用定員が61人以上	166単位/日 →	<u>133単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	51単位/日 →	<u>41単位</u>
利用定員が61人以上	44単位/日 →	<u>35単位</u>

●人員配置体制加算の見直し（平成26年度以降）

	[現行]	[見直し後]
人員配置体制加算（Ⅰ）		
利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	265単位/日 →	<u>212単位</u>
利用定員が61人以上	246単位/日 →	<u>197単位</u>
人員配置体制加算（Ⅱ）		
利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	181単位/日 →	<u>136単位</u>
利用定員が61人以上	166単位/日 →	<u>125単位</u>
人員配置体制加算（Ⅲ）		
利用定員が <u>21人以上60人以下</u>	51単位/日 →	<u>38単位</u>
利用定員が61人以上	44単位/日 →	<u>33単位</u>

(修正のポイント) 適正化の対象となる大規模事業所の要件を明確化するとともに、適正化幅を見直す。

当 初 案	修 正 案
○ 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。	○ 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。
	●大規模生活介護事業所の基本報酬の見直し
	<u>定員81人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。）については、基本報酬の1000分の991を算定する。</u>
[障害福祉サービスの基本報酬の見直し] 抄	[障害福祉サービスの基本報酬の見直し] 抄
* 見直し後は、物価の下落傾向の反映（▲0.8％）のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位	* 見直し後は、物価の下落傾向の反映（▲0.8％）のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位
1 生活介護サービス費（1日につき）	1 生活介護サービス費（1日につき）
イ 生活介護サービス費	イ 生活介護サービス費
(5) 定員81人以上の場合 [現行] [見直し後]	(5) 定員81人以上の場合 [現行] [見直し後]
(一) 区分6 1,076単位 → <u>1,048単位</u>	(一) 区分6 1,076単位 → <u>1,067単位</u>
(二) 区分5 811単位 → <u>790単位</u>	(二) 区分5 811単位 → <u>804単位</u>
(三) 区分4 576単位 → <u>561単位</u>	(三) 区分4 576単位 → <u>571単位</u>
(四) 区分3 518単位 → <u>504単位</u>	(四) 区分3 518単位 → <u>513単位</u>
(五) 区分2以下 466単位 → <u>454単位</u>	(五) 区分2以下 466単位 → <u>462単位</u>
※ イの(5)は、物価の下落傾向の反映（▲0.8％）のほか、 <u>大規模事業所の基本報酬の適正化を含めた単位。</u>	

【P17 生活介護の開所時間減算(仮称)関係】

(修正のポイント) 適用されない場合を明確化する。

当 初 案	修 正 案
●開所時間減算（仮称）【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。	●開所時間減算（仮称）【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。 * <u>開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。</u> <u>例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。</u>

【P18 施設入所支援の報酬請求事務簡素化のための加算の整理関係】

（修正のポイント）現行の栄養士配置加算の趣旨を踏まえ、基本報酬への組み込みに当たっての取扱いを明確化する。

当 初 案	修 正 案								
○ 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。	○ 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。<u>なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には、一定の減算を行う。</u> ●<u>栄養士配置加算の基本報酬への組み込みに伴う減算の新設</u> <u>〔管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合〕</u> <table border="0"> <tr> <td>利用定員が40人以下</td><td>27単位／日を減算</td></tr> <tr> <td>利用定員が41人以上60人以下</td><td>22単位／日を減算</td></tr> <tr> <td>利用定員が61人以上80人以下</td><td>15単位／日を減算</td></tr> <tr> <td>利用定員が81人以上</td><td>12単位／日を減算</td></tr> </table> <u>〔配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合〕</u>	利用定員が40人以下	27単位／日を減算	利用定員が41人以上60人以下	22単位／日を減算	利用定員が61人以上80人以下	15単位／日を減算	利用定員が81人以上	12単位／日を減算
利用定員が40人以下	27単位／日を減算								
利用定員が41人以上60人以下	22単位／日を減算								
利用定員が61人以上80人以下	15単位／日を減算								
利用定員が81人以上	12単位／日を減算								

	利用定員が40人以下 12単位／日を減算 利用定員が41人以上60人以下 10単位／日を減算 利用定員が61人以上80人以下 7単位／日を減算 利用定員が81人以上 6単位／日を減算
--	--

【P20～22 グループホーム、ケアホーム及び宿泊型自立訓練の夜間支援体制の評価関係】

(修正のポイント) 現行の加算との趣旨の異同を踏まえ、併算定の可否を明確化する。

当 初 案	修 正 案
[共同生活援助（グループホーム）] ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日 * 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。 [共同生活介護（ケアホーム）] ●夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10単位／日 * 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。 [宿泊型自立訓練] ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 12単位／日 防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。 ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日	[共同生活援助（グループホーム）] ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日 * 現行の夜間防災体制加算は、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）に名称変更。<u>なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。</u> [共同生活介護（ケアホーム）] ●夜間支援体制加算（Ⅱ）【新設】 10単位／日 * 現行の夜間支援体制加算は、夜間支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。<u>なお、加算（Ⅰ）も加算（Ⅱ）も夜間の連絡・支援体制を評価しているため、併算定できない。</u> [宿泊型自立訓練] ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 12単位／日 防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。 ●夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 10単位／日

利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定。 * なお、加算（Ⅰ）は夜間の防災体制を、加算（Ⅱ）は夜間の連絡・支援体制をそれぞれ評価しているため、併算定できる。
---	--

【P21 ケアホームの事業所規模に応じた評価の適正化関係】

（修正のポイント）適正化の対象となる一体的な運営が行われている共同生活住居の要件や一体型事業所における取扱いを明確化する。

当 初 案	修 正 案
●共同生活介護サービス費の見直し 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。	●共同生活介護サービス費の見直し 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。 * 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内（近接地を含む。）であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。 * グループホーム・ケアホーム一体型事業所にあっても、一体的な運営が行われている共同生活住居のグループホーム・ケアホームの入居定員の合計数が21人以上である場合には、ケアホームの利用者についてのみ本減算を適用する。

【P24・25 就労継続支援A型・B型における重度者支援体制加算の算定要件の見直し関係】

（修正のポイント）旧法指定施設から移行した事業所の激変緩和に配慮した経過措置を設ける。

当 初 案	修 正 案
○ 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、 <u>現行の50%の算定要件を緩和した区分を設け</u>	○ 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、 <u>現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和</u>

る。

●重度者支援体制加算（Ⅱ）【新設】

障害基礎年金１級受給者が利用者の２５％以上５０％未満の場合に算定。

〔利用定員が２０人以下〕	２８単位／日
〔利用定員が２１人以上４０人以下〕	２５単位／日
〔利用定員が４１人以上６０人以下〕	２４単位／日
〔利用定員が６１人以上８０人以下〕	２３単位／日
〔利用定員が８１人以上〕	２２単位／日

* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

和した区分を設け、現行の加算単位の１／２相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を５％以上受け入れているものは、平成２４年３月３１日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成２７年３月３１日まで、現行の加算単位の１／４相当を算定できる経過措置を設ける。

●重度者支援体制加算（Ⅱ）【新設】

障害基礎年金１級受給者が利用者の２５％以上５０％未満の場合に算定。

〔利用定員が２０人以下〕	２８単位／日
〔利用定員が２１人以上４０人以下〕	２５単位／日
〔利用定員が４１人以上６０人以下〕	２４単位／日
〔利用定員が６１人以上８０人以下〕	２３単位／日
〔利用定員が８１人以上〕	２２単位／日

●重度者支援体制加算（Ⅲ）【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所において、障害基礎年金１級受給者が利用者の５％以上２５％未満の場合に算定（平成２７年３月３１日までの経過措置）。

〔利用定員が２０人以下〕	１４単位／日
〔利用定員が２１人以上４０人以下〕	１３単位／日
〔利用定員が４１人以上６０人以下〕	１２単位／日
〔利用定員が６１人以上８０人以下〕	１２単位／日
〔利用定員が８１人以上〕	１１単位／日

* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算（Ⅰ）に名称変更。

【P26 重症心身障害児（者）通園事業からの移行に係る経過措置関係】

（修正のポイント）重症心身障害児（者）通園事業からの移行に係る経過措置の取扱いを明確化する。

当 初 案	修 正 案
●重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行に係る生活介護の報酬の経過措置 重症心身障害児（者）通園事業から移行した児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合にあっては、当該通園事業を利用していた18歳以上の者であって障害程度区分の認定を受けていないものについては、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する。	●重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行に係る生活介護の報酬の経過措置 重症心身障害児（者）通園事業から移行した<u>医療型を含む</u>児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合にあっては、当該通園事業を利用していた18歳以上の者であって障害程度区分の認定を受けていないものについては、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する。

【P28～30 障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置関係】

（修正のポイント）重症心身障害児施設以外の医療型障害児施設からの移行の場合の取扱いを明確化する。

当 初 案	修 正 案
（重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置） （略）	（重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置） （略） <u>（第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置）</u> ○ <u>第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっては、療養介護サービス費（V）を算定する。</u>

【P30 「終わりに」関係】

(修正のポイント) 障害児支援に係る報酬水準も改定後の検証の対象となる旨を明確化する。

当 初 案	修 正 案
○ その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。 ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。 ・ <u>相談支援事業所が独立・中立に運営できるような水準の報酬が設定されているかどうか。</u> ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。 ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。	○ その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。 ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。 ・ <u>相談支援や障害児支援に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。</u> ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。 ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。

【P31 処遇改善加算（仮称）の新設関係】

(修正のポイント) 障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業を同様の形で報酬に取り込むことを明確化する。

当 初 案	修 正 案
● 処遇改善加算（仮称）【新設】 総単位数にサービス別の加算率（下表）を乗じた単位数を加算。 [算定要件] 障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様。	● 処遇改善加算（仮称）【新設】 ・ 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 総単位数にサービス別の加算率（下表）を乗じた単位数を加算。 [算定要件] 障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様 <u>（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件及び定量的要件）。</u> ・ 処遇改善加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 <u>処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の90/100を加算。</u>

	<u>〔算定要件〕 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たさない場合。</u> ・ <u>処遇改善加算（Ⅲ）（仮称）【新設】</u> <u>処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の80／100を加算。</u> <u>〔算定要件〕 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件及び定量的要件のいずれをも満たさない場合。</u>
--	--

【P32～40 訪問系サービスの基本報酬の見直し関係】

（修正のポイント）基本報酬の見直しに当たり、報酬請求事務の簡素化に配慮する。

当 初 案	修 正 案																																						
●訪問系サービス <見直し後> 1 居宅介護サービス費 ハ 家事援助 <table> <tr><td>(1) 30分未満</td><td>104 単位</td></tr> <tr><td>(2) 30分以上 45分未満</td><td>151 単位</td></tr> <tr><td>(3) 45分以上 1時間未満</td><td>195 単位</td></tr> <tr><td>(4) 1時間以上 1時間15分未満</td><td>236 単位</td></tr> <tr><td>(5) 1時間15分以上 1時間30分未満</td><td>273 単位</td></tr> <tr><td>(6) 1時間30分以上 1時間45分未満</td><td>308 単位</td></tr> <tr><td>(7) 1時間45分以上 2時間未満</td><td>343 単位</td></tr> <tr><td>(8) 2時間以上 2時間15分未満</td><td>377 単位</td></tr> <tr><td>(9) 2時間15分以上 2時間30分未満</td><td>412 単位</td></tr> <tr><td>(10) 2時間30分以上 2時間45分未満</td><td>447 単位</td></tr> <tr><td>(11) 2時間45分以上 3時間未満</td><td>482 単位</td></tr> <tr><td>(12) 3時間以上 3時間15分未満</td><td>516 単位</td></tr> <tr><td>(13) 3時間15分以上 3時間30分未満</td><td>551 単位</td></tr> </table>	(1) 30分未満	104 単位	(2) 30分以上 45分未満	151 単位	(3) 45分以上 1時間未満	195 単位	(4) 1時間以上 1時間15分未満	236 単位	(5) 1時間15分以上 1時間30分未満	273 単位	(6) 1時間30分以上 1時間45分未満	308 単位	(7) 1時間45分以上 2時間未満	343 単位	(8) 2時間以上 2時間15分未満	377 単位	(9) 2時間15分以上 2時間30分未満	412 単位	(10) 2時間30分以上 2時間45分未満	447 単位	(11) 2時間45分以上 3時間未満	482 単位	(12) 3時間以上 3時間15分未満	516 単位	(13) 3時間15分以上 3時間30分未満	551 単位	●訪問系サービス <見直し後> 1 居宅介護サービス費 ハ 家事援助 <table> <tr><td>(1) 30分未満</td><td>104 単位</td></tr> <tr><td>(2) 30分以上 45分未満</td><td>151 単位</td></tr> <tr><td>(3) 45分以上 1時間未満</td><td>195 単位</td></tr> <tr><td>(4) 1時間以上 1時間15分未満</td><td>236 単位</td></tr> <tr><td>(5) 1時間15分以上 1時間30分未満</td><td>273 単位</td></tr> <tr><td>(6) 1時間30分以上</td><td>308 単位に15分を増すごとに+35 単位</td></tr> </table>	(1) 30分未満	104 単位	(2) 30分以上 45分未満	151 単位	(3) 45分以上 1時間未満	195 単位	(4) 1時間以上 1時間15分未満	236 単位	(5) 1時間15分以上 1時間30分未満	273 単位	(6) 1時間30分以上	308 単位に15分を増すごとに+35 単位
(1) 30分未満	104 単位																																						
(2) 30分以上 45分未満	151 単位																																						
(3) 45分以上 1時間未満	195 単位																																						
(4) 1時間以上 1時間15分未満	236 単位																																						
(5) 1時間15分以上 1時間30分未満	273 単位																																						
(6) 1時間30分以上 1時間45分未満	308 単位																																						
(7) 1時間45分以上 2時間未満	343 単位																																						
(8) 2時間以上 2時間15分未満	377 単位																																						
(9) 2時間15分以上 2時間30分未満	412 単位																																						
(10) 2時間30分以上 2時間45分未満	447 単位																																						
(11) 2時間45分以上 3時間未満	482 単位																																						
(12) 3時間以上 3時間15分未満	516 単位																																						
(13) 3時間15分以上 3時間30分未満	551 単位																																						
(1) 30分未満	104 単位																																						
(2) 30分以上 45分未満	151 単位																																						
(3) 45分以上 1時間未満	195 単位																																						
(4) 1時間以上 1時間15分未満	236 単位																																						
(5) 1時間15分以上 1時間30分未満	273 単位																																						
(6) 1時間30分以上	308 単位に15分を増すごとに+35 単位																																						

(14) 3 時間 30 分以上 3 時間 45 分未満	586 単位
(15) 3 時間 45 分以上 4 時間未満	620 単位
(16) 4 時間以上 4 時間 15 分未満	655 単位
(17) 4 時間 15 分以上 4 時間 30 分未満	690 単位
(18) 4 時間 30 分以上 4 時間 45 分未満	725 単位
(19) 4 時間 45 分以上 5 時間未満	759 単位
(20) 5 時間以上 5 時間 15 分未満	794 単位
(21) 5 時間 15 分以上 5 時間 30 分未満	829 単位
(22) 5 時間 30 分以上 5 時間 45 分未満	864 単位
(23) 5 時間 45 分以上 6 時間未満	898 単位
(24) 6 時間以上 6 時間 15 分未満	933 単位
(25) 6 時間 15 分以上 6 時間 30 分未満	968 単位
(26) 6 時間 30 分以上 6 時間 45 分未満	1,002 単位
(27) 6 時間 45 分以上 7 時間未満	1,037 単位
(28) 7 時間以上 7 時間 15 分未満	1,072 単位
(29) 7 時間 15 分以上 7 時間 30 分未満	1,107 単位
(30) 7 時間 30 分以上 7 時間 45 分未満	1,141 単位
(31) 7 時間 45 分以上 8 時間未満	1,176 単位
(32) 8 時間以上 8 時間 15 分未満	1,211 単位
(33) 8 時間 15 分以上 8 時間 30 分未満	1,245 単位
(34) 8 時間 30 分以上 8 時間 45 分未満	1,280 単位
(35) 8 時間 45 分以上 9 時間未満	1,315 単位
(36) 9 時間以上 9 時間 15 分未満	1,350 単位
(37) 9 時間 15 分以上 9 時間 30 分未満	1,384 単位
(38) 9 時間 30 分以上 9 時間 45 分未満	1,419 単位
(39) 9 時間 45 分以上 10 時間未満	1,454 単位
(40) 10 時間以上 10 時間 15 分未満	1,488 単位

<u>(41) 10 時間 15 分以上 10 時間 30 分未満</u>	<u>1, 523 単位</u>
<u>(42) 10 時間 30 分以上 10 時間 45 分未満</u>	<u>1, 558 単位</u>
<u>(43) 10 時間 45 分以上 11 時間未満</u>	<u>1, 593 単位</u>
<u>(44) 11 時間以上 11 時間 15 分未満</u>	<u>1, 627 単位</u>
<u>(45) 11 時間 15 分以上 11 時間 30 分未満</u>	<u>1, 662 単位</u>
<u>(46) 11 時間 30 分以上 11 時間 45 分未満</u>	<u>1, 697 単位</u>
<u>(47) 11 時間 45 分以上 12 時間未満</u>	<u>1, 732 単位</u>
<u>(48) 12 時間以上 12 時間 15 分未満</u>	<u>1, 766 単位</u>
<u>(49) 12 時間 15 分以上 12 時間 30 分未満</u>	<u>1, 801 単位</u>
<u>(50) 12 時間 30 分以上 12 時間 45 分未満</u>	<u>1, 836 単位</u>
<u>(51) 12 時間 45 分以上 13 時間未満</u>	<u>1, 870 単位</u>
<u>(52) 13 時間以上 13 時間 15 分未満</u>	<u>1, 905 単位</u>
<u>(53) 13 時間 15 分以上 13 時間 30 分未満</u>	<u>1, 940 単位</u>
<u>(54) 13 時間 30 分以上 13 時間 45 分未満</u>	<u>1, 975 単位</u>
<u>(55) 13 時間 45 分以上 14 時間未満</u>	<u>2, 009 単位</u>
<u>(56) 14 時間以上 14 時間 15 分未満</u>	<u>2, 044 単位</u>
<u>(57) 14 時間 15 分以上 14 時間 30 分未満</u>	<u>2, 079 単位</u>
<u>(58) 14 時間 30 分以上 14 時間 45 分未満</u>	<u>2, 113 単位</u>
<u>(59) 14 時間 45 分以上 15 時間未満</u>	<u>2, 148 単位</u>
<u>(60) 15 時間以上 15 時間 15 分未満</u>	<u>2, 183 単位</u>
<u>(61) 15 時間 15 分以上 15 時間 30 分未満</u>	<u>2, 218 単位</u>
<u>(62) 15 時間 30 分以上 15 時間 45 分未満</u>	<u>2, 252 単位</u>
<u>(63) 15 時間 45 分以上 16 時間未満</u>	<u>2, 287 単位</u>
<u>(64) 16 時間以上 16 時間 15 分未満</u>	<u>2, 322 単位</u>
<u>(65) 16 時間 15 分以上 16 時間 30 分未満</u>	<u>2, 356 単位</u>
<u>(66) 16 時間 30 分以上 16 時間 45 分未満</u>	<u>2, 391 単位</u>
<u>(67) 16 時間 45 分以上 17 時間未満</u>	<u>2, 426 単位</u>

(68) 17 時間以上 17 時間 15 分未満	2,461 単位
(69) 17 時間 15 分以上 17 時間 30 分未満	2,495 単位
(70) 17 時間 30 分以上 17 時間 45 分未満	2,530 単位
(71) 17 時間 45 分以上 18 時間未満	2,565 単位
(72) 18 時間以上 18 時間 15 分未満	2,600 単位
(73) 18 時間 15 分以上 18 時間 30 分未満	2,634 単位
(74) 18 時間 30 分以上 18 時間 45 分未満	2,669 単位
(75) 18 時間 45 分以上 19 時間未満	2,704 単位
(76) 19 時間以上 19 時間 15 分未満	2,738 単位
(77) 19 時間 15 分以上 19 時間 30 分未満	2,773 単位
(78) 19 時間 30 分以上 19 時間 45 分未満	2,808 単位
(79) 19 時間 45 分以上 20 時間未満	2,843 単位
(80) 20 時間以上 20 時間 15 分未満	2,877 単位
(81) 20 時間 15 分以上 20 時間 30 分未満	2,912 単位
(82) 20 時間 30 分以上 20 時間 45 分未満	2,947 単位
(83) 20 時間 45 分以上 21 時間未満	2,981 単位
(84) 21 時間以上 21 時間 15 分未満	3,016 単位
(85) 21 時間 15 分以上 21 時間 30 分未満	3,051 単位
(86) 21 時間 30 分以上 21 時間 45 分未満	3,086 単位
(87) 21 時間 45 分以上 22 時間未満	3,120 単位
(88) 22 時間以上 22 時間 15 分未満	3,155 単位
(89) 22 時間 15 分以上 22 時間 30 分未満	3,190 単位
(90) 22 時間 30 分以上 22 時間 45 分未満	3,224 単位
(91) 22 時間 45 分以上 23 時間未満	3,259 単位
(92) 23 時間以上 23 時間 15 分未満	3,294 単位
(93) 23 時間 15 分以上 23 時間 30 分未満	3,329 単位
(94) 23 時間 30 分以上 23 時間 45 分未満	3,363 単位

(95) 23 時間 45 分以上 24 時間未満 3,398 単位

二 通院等介助(身体介護を伴わない場合)

(1) 30 分未満	104 単位
(2) 30 分以上 1 時間未満	195 単位
(3) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	273 単位
(4) 1 時間 30 分以上 2 時間未満	343 単位
(5) 2 時間以上 2 時間 30 分未満	412 単位
(6) 2 時間 30 分以上 3 時間未満	482 単位
(7) 3 時間以上 3 時間 30 分未満	551 単位
(8) 3 時間 30 分以上 4 時間未満	620 単位
(9) 4 時間以上 4 時間 30 分未満	690 単位
(10) 4 時間 30 分以上 5 時間未満	759 単位
(11) 5 時間以上 5 時間 30 分未満	829 単位
(12) 5 時間 30 分以上 6 時間未満	898 単位
(13) 6 時間以上 6 時間 30 分未満	968 単位
(14) 6 時間 30 分以上 7 時間未満	1,037 単位
(15) 7 時間以上 7 時間 30 分未満	1,107 単位
(16) 7 時間 30 分以上 8 時間未満	1,176 単位
(17) 8 時間以上 8 時間 30 分未満	1,245 単位
(18) 8 時間 30 分以上 9 時間未満	1,315 単位
(19) 9 時間以上 9 時間 30 分未満	1,384 単位
(20) 9 時間 30 分以上 10 時間未満	1,454 単位
(21) 10 時間以上 10 時間 30 分未満	1,523 単位
(22) 10 時間 30 分以上 11 時間未満	1,593 単位
(23) 11 時間以上 11 時間 30 分未満	1,662 単位
(24) 11 時間 30 分以上 12 時間未満	1,732 単位
(25) 12 時間以上 12 時間 30 分未満	1,801 単位

二 通院等介助(身体介護を伴わない場合)

(1) 30 分未満	104 単位
(2) 30 分以上 1 時間未満	195 単位
(3) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	273 単位
(4) 1 時間 30 分以上	343 単位に 30 分を増すごとに+70 単位

(26) 12 時間 30 分以上 13 時間未満	1, 870 単位
(27) 13 時間以上 13 時間 30 分未満	1, 940 単位
(28) 13 時間 30 分以上 14 時間未満	2, 009 単位
(29) 14 時間以上 14 時間 30 分未満	2, 079 単位
(30) 14 時間 30 分以上 15 時間未満	2, 148 単位
(31) 15 時間以上 15 時間 30 分未満	2, 218 単位
(32) 15 時間 30 分以上 16 時間未満	2, 287 単位
(33) 16 時間以上 16 時間 30 分未満	2, 356 単位
(34) 16 時間 30 分以上 17 時間未満	2, 426 単位
(35) 17 時間以上 17 時間 30 分未満	2, 495 単位
(36) 17 時間 30 分以上 18 時間未満	2, 565 単位
(37) 18 時間以上 18 時間 30 分未満	2, 634 単位
(38) 18 時間 30 分以上 19 時間未満	2, 704 単位
(39) 19 時間以上 19 時間 30 分未満	2, 773 単位
(40) 19 時間 30 分以上 20 時間未満	2, 843 単位
(41) 20 時間以上 20 時間 30 分未満	2, 912 単位
(42) 20 時間 30 分以上 21 時間未満	2, 981 単位
(43) 21 時間以上 21 時間 30 分未満	3, 051 単位
(44) 21 時間 30 分以上 22 時間未満	3, 120 単位
(45) 22 時間以上 22 時間 30 分未満	3, 190 単位
(46) 22 時間 30 分以上 23 時間未満	3, 259 単位
(47) 23 時間以上 23 時間 30 分未満	3, 329 単位
(48) 23 時間 30 分以上 24 時間未満	3, 398 単位

2 重度訪問介護サービス費

イ 1 時間未満	181 単位
ロ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	271 単位
ハ 1 時間 30 分以上 2 時間未満	362 単位

2 重度訪問介護サービス費

イ 1 時間未満	181 単位
ロ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	271 単位
ハ 1 時間 30 分以上 2 時間未満	362 単位

ニ	2 時間以上 2 時間 30 分未満	452 単位	ニ	2 時間以上 2 時間 30 分未満	452 単位
ホ	2 時間 30 分以上 3 時間未満	542 単位	ホ	2 時間 30 分以上 3 時間未満	542 単位
ヘ	3 時間以上 3 時間 30 分未満	632 単位	ヘ	3 時間以上 3 時間 30 分未満	632 単位
ト	3 時間 30 分以上 4 時間未満	723 単位	ト	3 時間 30 分以上 4 時間未満	723 単位
チ	4 時間以上 4 時間 30 分未満	807 単位	チ	4 時間以上 8 時間未満 808 単位に 30 分を増すごとに+85 単位	
リ	4 時間 30 分以上 5 時間未満	891 単位			
ヌ	5 時間以上 5 時間 30 分未満	976 単位			
ル	5 時間 30 分以上 6 時間未満	1,060 単位			
ヲ	6 時間以上 6 時間 30 分未満	1,144 単位			
ワ	6 時間 30 分以上 7 時間未満	1,229 単位			
カ	7 時間以上 7 時間 30 分未満	1,313 単位			
ヨ	7 時間 30 分以上 8 時間未満	1,397 単位			
タ	8 時間以上 8 時間 30 分未満	1,483 単位	リ	8 時間以上 12 時間未満 1,488 単位に 30 分を増すごとに+85 単位	
レ	8 時間 30 分以上 9 時間未満	1,568 単位			
ソ	9 時間以上 9 時間 30 分未満	1,653 単位			
ツ	9 時間 30 分以上 10 時間未満	1,738 単位			
ネ	10 時間以上 10 時間 30 分未満	1,824 単位			
ナ	10 時間 30 分以上 11 時間未満	1,909 単位			
ラ	11 時間以上 11 時間 30 分未満	1,994 単位			
ム	11 時間 30 分以上 12 時間未満	2,080 単位			
ウ	12 時間以上 12 時間 30 分未満	2,160 単位	ヌ	12 時間以上 16 時間未満 2,163 単位に 30 分を増すごとに+80 単位	
ホ	12 時間 30 分以上 13 時間未満	2,240 単位			
ノ	13 時間以上 13 時間 30 分未満	2,321 単位			
オ	13 時間 30 分以上 14 時間未満	2,401 単位			
ク	14 時間以上 14 時間 30 分未満	2,481 単位			
ヤ	14 時間 30 分以上 15 時間未満	2,562 単位			
マ	15 時間以上 15 時間 30 分未満	2,642 単位			

ケ 15 時間 30 分以上 16 時間未満	2,723 単位	
フ 16 時間以上 16 時間 30 分未満	2,808 単位	
コ 16 時間 30 分以上 17 時間未満	2,893 単位	
エ 17 時間以上 17 時間 30 分未満	2,978 単位	
テ 17 時間 30 分以上 18 時間未満	3,064 単位	
ア 18 時間以上 18 時間 30 分未満	3,149 単位	
サ 18 時間 30 分以上 19 時間未満	3,234 単位	
キ 19 時間以上 19 時間 30 分未満	3,320 単位	
ユ 19 時間 30 分以上 20 時間未満	3,405 単位	
メ 20 時間以上 20 時間 30 分未満	3,485 単位	
ミ 20 時間 30 分以上 21 時間未満	3,566 単位	
シ 21 時間以上 21 時間 30 分未満	3,646 単位	
ヱ 21 時間 30 分以上 22 時間未満	3,726 単位	
ヒ 22 時間以上 22 時間 30 分未満	3,807 単位	
モ 22 時間 30 分以上 23 時間未満	3,887 単位	
セ 23 時間以上 23 時間 30 分未満	3,968 単位	
ス 23 時間 30 分以上 24 時間未満	4,048 単位	
		ル 16 時間以上 20 時間未満 2,809 単位に 30 分を増すごとに+86 単位 ヲ 20 時間以上 24 時間未満 3,491 単位に 30 分を増すごとに+80 単位

【P53～61 地域区分の見直し関係】

（修正のポイント）障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直しについて明記する（別紙）。

【P62～63 児童発達支援給付費（仮称）関係】

（修正のポイント）現行の児童デイサービスの基本報酬との関係や現行の加算のうち基本報酬の中で評価されるもの、送迎が加算として評価される場合を明確化する。

当 初 案	修 正 案
-------	-------

[児童発達支援センター]

・ 難聴児又は重症心身障害児以外の障害児の場合

利用定員が 30 人以下	965 単位
利用定員が 31 人以上 40 人以下	906 単位
利用定員が 41 人以上 50 人以下	848 単位
利用定員が 51 人以上 60 人以下	791 単位
利用定員が 61 人以上 70 人以下	770 単位
利用定員が 71 人以上 80 人以下	750 単位
利用定員が 81 人以上	729 単位

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

・ 難聴児の場合

利用定員が 20 人以下	1206 単位
利用定員が 21 人以上 30 人以下	1061 単位
利用定員が 31 人以上 40 人以下	976 単位
利用定員が 41 人以上	889 単位

* 難聴児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

・ 重症心身障害児の場合

利用定員が 15 人以下	1138 単位
利用定員が 16 人以上 20 人以下	863 単位
利用定員が 21 人以上	789 単位

* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

[児童発達支援センター]

・ 難聴児又は重症心身障害児以外の障害児の場合

利用定員が 30 人以下	965 単位
利用定員が 31 人以上 40 人以下	906 単位
利用定員が 41 人以上 50 人以下	848 単位
利用定員が 51 人以上 60 人以下	791 単位
利用定員が 61 人以上 70 人以下	770 単位
利用定員が 71 人以上 80 人以下	750 単位
利用定員が 81 人以上	729 単位

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

* 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児 4 人に 1 人の基準を踏まえ、障害児 4 人に 1 人を指定基準とするため、現行の幼児加算については基本報酬の中で評価。現行の少年 7.5 人に 1 人の配置は経過措置として認め、この場合には基本報酬から 274 単位を減算して算定。

・ 難聴児の場合

利用定員が 20 人以下	1206 単位
利用定員が 21 人以上 30 人以下	1061 単位
利用定員が 31 人以上 40 人以下	976 単位
利用定員が 41 人以上	889 単位

* 難聴児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。

・ 重症心身障害児の場合

利用定員が 15 人以下	1138 単位
利用定員が 16 人以上 20 人以下	863 単位
利用定員が 21 人以上	789 単位

* 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。 [児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所] - 重症心身障害児以外の障害児の場合 - 利用定員が10人以下 616 単位 - 利用定員が11人以上20人以下 451 単位 - 利用定員が21人以上 363 単位 - 重症心身障害児の場合 - 利用定員が5人 1587 単位 - 利用定員が6人以上10人以下 813 単位 - 利用定員が11人以上 689 単位 * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。 * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。	* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。 [児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所] - 重症心身障害児以外の障害児の場合 - 利用定員が10人以下 616 単位 - 利用定員が11人以上20人以下 451 単位 - 利用定員が21人以上 363 単位 * <u>移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。</u> * <u>送迎については加算の対象。</u> - 重症心身障害児の場合 - 利用定員が5人 1587 単位 - 利用定員が6人以上10人以下 813 単位 - 利用定員が11人以上 689 単位 * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。 * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。
---	--

【P63 放課後等デイサービス費（仮称）関係】

（修正のポイント）現行の児童デイサービスの基本報酬との関係や送迎が加算として評価される場合を明確化する。

当 初 案	修 正 案
・幼稚園又は大学以外の学校に就学している重症心身障害児以外の障害児の場合	・幼稚園又は大学以外の学校に就学している重症心身障害児以外の障害児の場合

(授業の終了後に行う場合)

利用定員が10人以下	478 単位
利用定員が11人以上20人以下	359 単位
利用定員が21人以上	278 単位

(休業日に行う場合)

利用定員が10人以下	616 単位
利用定員が11人以上20人以下	451 単位
利用定員が21人以上	363 単位

・就学している重症心身障害児の場合

(授業の終了後に行う場合)

利用定員が5人	1309 単位
利用定員が6人以上10人以下	670 単位
利用定員が11人以上	568 単位

- * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

(授業の終了後に行う場合)

利用定員が10人以下	478 単位
利用定員が11人以上20人以下	359 単位
利用定員が21人以上	278 単位

- * 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

- * 送迎については加算の対象。

(休業日に行う場合)

利用定員が10人以下	616 単位
利用定員が11人以上20人以下	451 単位
利用定員が21人以上	363 単位

- * 移行が想定される児童デイサービスのサービス管理責任者については、児童発達支援管理責任者として、他の障害児通所支援と同様、加算で評価。基本報酬と児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合算すると、現行の児童デイサービスの基本報酬相当となる。

- * 送迎については加算の対象。

・就学している重症心身障害児の場合

(授業の終了後に行う場合)

利用定員が5人	1309 単位
利用定員が6人以上10人以下	670 単位
利用定員が11人以上	568 単位

- * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。

* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。 (休業日に行う場合) 利用定員が5人 1587 単位 利用定員が6人以上10人以下 813 単位 利用定員が11人以上 689 単位 * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。 * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。	* 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。 (休業日に行う場合) 利用定員が5人 1587 単位 利用定員が6人以上10人以下 813 単位 利用定員が11人以上 689 単位 * 重症心身障害児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定。 * 送迎に係る経費も基本報酬の中で評価。
--	--

【P 6 5 障害児通所支援の延長支援加算（仮称）関係】

(修正のポイント) 障害児通所支援の特性を踏まえ、時間区分をきめ細かく設定する。

当 初 案	修 正 案
●延長支援加算（仮称）【新設】（1日につき） [1時間未満の場合] 61単位 [1時間以上の場合] <u>92単位</u>	●延長支援加算（仮称）【新設】（1日につき） [1時間未満の場合] 61単位 [1時間以上の場合] <u>61単位に2時間まで1時間を増すごとに</u> <u>+31単位</u>

【P 6 5 障害児通所支援の開所時間減算（仮称）関係】

(修正のポイント) 適用されない場合を明確化する。

当 初 案	修 正 案
●開所時間減算（仮称）【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。	●開所時間減算（仮称）【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。 * <u>開所時間数は運営規程の営業時間（ただし、送迎のみを行う時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。</u>

例えば、開所しているが利用者の事情等により結果としてサービス提供時間が4時間未満となった場合は、本減算の対象とはならない。

* 放課後等デイサービスを授業の終了後に行う場合には、開所時間が4時間未満であっても、本減算の対象とはならない。

【P 66～68 福祉型障害児入所給付費（仮称）関係】

（修正のポイント）現行の加算のうち基本報酬の中で評価されるものを明確化する。

当 初 案	修 正 案
・知的障害児の場合	・知的障害児の場合
入所定員が5人以上9人以下 730 単位	入所定員が5人以上9人以下 730 単位
入所定員が10人	入所定員が10人
（併設する施設が主たる施設の場合） 619 単位	（併設する施設が主たる施設の場合） 619 単位
（当該施設が主たる施設の場合） 1430 単位	（当該施設が主たる施設の場合） 1430 単位
（単独施設の場合） 730 単位	（単独施設の場合） 730 単位
入所定員が11人以上20人以下	入所定員が11人以上20人以下
（併設する施設が主たる施設の場合） 536 単位	（併設する施設が主たる施設の場合） 536 単位
（当該施設が主たる施設の場合） 940 単位	（当該施設が主たる施設の場合） 940 単位
（単独施設の場合） 730 単位	（単独施設の場合） 730 単位
入所定員が21人以上30人以下 730 単位	入所定員が21人以上30人以下 730 単位
入所定員が31人以上40人以下 613 単位	入所定員が31人以上40人以下 613 単位
入所定員が41人以上50人以下 551 単位	入所定員が41人以上50人以下 551 単位
入所定員が51人以上60人以下 534 単位	入所定員が51人以上60人以下 534 単位
入所定員が61人以上70人以下 516 単位	入所定員が61人以上70人以下 516 単位
入所定員が71人以上80人以下 498 単位	入所定員が71人以上80人以下 498 単位
入所定員が81人以上90人以下 481 単位	入所定員が81人以上90人以下 481 単位
入所定員が91人以上100人以下 462 単位	入所定員が91人以上100人以下 462 単位
入所定員が101人以上110人以下 460 単位	入所定員が101人以上110人以下 460 単位

入所定員が111人以上120人以下	459 単位
入所定員が121人以上130人以下	457 単位
入所定員が131人以上140人以下	455 単位
入所定員が141人以上150人以下	453 単位
入所定員が151人以上160人以下	449 単位
入所定員が161人以上170人以下	446 単位
入所定員が171人以上180人以下	443 単位
入所定員が181人以上190人以下	440 単位
入所定員が191人以上	437 単位

・ 自閉症児の場合

入所定員が30人以下	725 単位
入所定員が31人以上40人以下	668 単位
入所定員が41人以上50人以下	641 単位
入所定員が51人以上60人以下	616 単位
入所定員が61人以上70人以下	589 単位
入所定員が71人以上	562 単位

・ 盲児の場合

入所定員が5人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	882 単位
（単独施設の場合）	669 単位
入所定員が6人以上9人以下	

入所定員が111人以上120人以下	459 単位
入所定員が121人以上130人以下	457 単位
入所定員が131人以上140人以下	455 単位
入所定員が141人以上150人以下	453 単位
入所定員が151人以上160人以下	449 単位
入所定員が161人以上170人以下	446 単位
入所定員が171人以上180人以下	443 単位
入所定員が181人以上190人以下	440 単位
入所定員が191人以上	437 単位

* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・ 自閉症児の場合

入所定員が30人以下	725 単位
入所定員が31人以上40人以下	668 単位
入所定員が41人以上50人以下	641 単位
入所定員が51人以上60人以下	616 単位
入所定員が61人以上70人以下	589 単位
入所定員が71人以上	562 単位

* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・ 盲児の場合

入所定員が5人	
（併設する施設が主たる施設の場合）	882 単位
（単独施設の場合）	669 単位

(併設する施設が主たる施設の場合)	601 単位	入所定員が6人以上9人以下	
(単独施設の場合)	669 単位	(併設する施設が主たる施設の場合)	601 単位
入所定員が10人		(単独施設の場合)	669 単位
(併設する施設が主たる施設の場合)	601 単位	入所定員が10人	
(当該施設が主たる施設の場合)	1422 単位	(併設する施設が主たる施設の場合)	601 単位
(単独施設の場合)	669 単位	(当該施設が主たる施設の場合)	1422 単位
入所定員が11人以上15人以下		(単独施設の場合)	669 単位
(併設する施設が主たる施設の場合)	499 単位	入所定員が11人以上15人以下	
(当該施設が主たる施設の場合)	1047 単位	(併設する施設が主たる施設の場合)	499 単位
(単独施設の場合)	669 単位	(当該施設が主たる施設の場合)	1047 単位
入所定員が16人以上20人以下		(単独施設の場合)	669 単位
(併設する施設が主たる施設の場合)	457 単位	入所定員が16人以上20人以下	
(当該施設が主たる施設の場合)	868 単位	(併設する施設が主たる施設の場合)	457 単位
(単独施設の場合)	669 単位	(当該施設が主たる施設の場合)	868 単位
入所定員が21人以上25人以下		(単独施設の場合)	669 単位
(併設する施設が主たる施設の場合)	427 単位	入所定員が21人以上25人以下	
(当該施設が主たる施設の場合)	793 単位	(併設する施設が主たる施設の場合)	427 単位
(単独施設の場合)	669 単位	(当該施設が主たる施設の場合)	793 単位
入所定員が26人以上30人以下		(単独施設の場合)	669 単位
(併設する施設が主たる施設の場合)	398 単位	入所定員が26人以上30人以下	
(当該施設が主たる施設の場合)	669 単位	(併設する施設が主たる施設の場合)	398 単位
(単独施設の場合)	669 単位	(当該施設が主たる施設の場合)	669 単位
入所定員が31人以上35人以下	595 単位	(単独施設の場合)	669 単位
入所定員が36人以上40人以下	550 単位	入所定員が31人以上35人以下	595 単位
入所定員が41人以上50人以下	488 単位	入所定員が36人以上40人以下	550 単位
入所定員が51人以上60人以下	474 単位	入所定員が41人以上50人以下	488 単位
入所定員が61人以上70人以下	459 単位	入所定員が51人以上60人以下	474 単位
入所定員が71人以上80人以下	444 単位	入所定員が61人以上70人以下	459 単位
入所定員が81人以上90人以下	429 単位	入所定員が71人以上80人以下	444 単位

入所定員が91人以上	413単位	入所定員が81人以上90人以下	429単位
		入所定員が91人以上	413単位
・ろうあ児の場合		* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。	
入所定員が5人		・ろうあ児の場合	
（併設する施設が主たる施設の場合）	882単位	入所定員が5人	
（単独施設の場合）	665単位	（併設する施設が主たる施設の場合）	882単位
入所定員が6人以上9人以下		（単独施設の場合）	665単位
（併設する施設が主たる施設の場合）	620単位	入所定員が6人以上9人以下	
（単独施設の場合）	665単位	（併設する施設が主たる施設の場合）	620単位
入所定員が10人		（単独施設の場合）	665単位
（併設する施設が主たる施設の場合）	620単位	入所定員が10人	
（当該施設が主たる施設の場合）	1412単位	（併設する施設が主たる施設の場合）	620単位
（単独施設の場合）	665単位	（当該施設が主たる施設の場合）	1412単位
入所定員が11人以上15人以下		（単独施設の場合）	665単位
（併設する施設が主たる施設の場合）	500単位	入所定員が11人以上15人以下	
（当該施設が主たる施設の場合）	1040単位	（併設する施設が主たる施設の場合）	500単位
（単独施設の場合）	665単位	（当該施設が主たる施設の場合）	1040単位
入所定員が16人以上20人以下		（単独施設の場合）	665単位
（併設する施設が主たる施設の場合）	460単位	入所定員が16人以上20人以下	
（当該施設が主たる施設の場合）	866単位	（併設する施設が主たる施設の場合）	460単位
（単独施設の場合）	665単位	（当該施設が主たる施設の場合）	866単位
入所定員が21人以上25人以下		（単独施設の場合）	665単位
（併設する施設が主たる施設の場合）	424単位	入所定員が21人以上25人以下	
（当該施設が主たる施設の場合）	748単位	（併設する施設が主たる施設の場合）	424単位
（単独施設の場合）	665単位	（当該施設が主たる施設の場合）	748単位
入所定員が26人以上30人以下		（単独施設の場合）	665単位

(併設する施設が主たる施設の場合)	401 単位
(当該施設が主たる施設の場合)	665 単位
(単独施設の場合)	665 単位
入所定員が 31 人以上 35 人以下	592 単位
入所定員が 36 人以上 40 人以下	547 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下	485 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	471 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	457 単位
入所定員が 71 人以上 80 人以下	442 単位
入所定員が 81 人以上 90 人以下	427 単位
入所定員が 91 人以上	412 単位

・ 肢体不自由児の場合

入所定員が 50 人以下	705 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	696 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	684 単位
入所定員が 71 人以上	671 単位

入所定員が 26 人以上 30 人以下	
(併設する施設が主たる施設の場合)	401 単位
(当該施設が主たる施設の場合)	665 単位
(単独施設の場合)	665 単位
入所定員が 31 人以上 35 人以下	592 単位
入所定員が 36 人以上 40 人以下	547 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下	485 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	471 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	457 単位
入所定員が 71 人以上 80 人以下	442 単位
入所定員が 81 人以上 90 人以下	427 単位
入所定員が 91 人以上	412 単位

* 現行の小規模加算については、小規模施設における児童指導員又は保育士の配置を指定基準上義務付けるため、基本報酬の中で評価。

・ 肢体不自由児の場合

入所定員が 50 人以下	705 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下	696 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下	684 単位
入所定員が 71 人以上	671 単位

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

＜現行＞

＜見直し後＞

			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
			18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設			11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
児童デイサービス			＊ 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通園事業			—							
肢体不自由児通園施設支援			10円							
児童デイサービス(再掲)			＊ 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)			—							
—			—							
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合		11.00円	10.84円	10.67円	10.50円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
	第二種自閉症児施設の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
盲ろうあ児施設支援	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.16円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児療護施設支援			11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
第一種自閉症児施設支援			10円							
肢体不自由児施設支援			10円							
重症心身障害児施設支援			10円							
—			—							

			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
			18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)		10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
主たる対象が重症心身障害児の場合		11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円			
保育所等訪問支援			11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.50円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
		盲ろうあ児の場合	盲	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
			ろうあ	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
				当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
				併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
	肢体不自由の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
	医療型(含:指定医療機関)	自閉症の場合		10円								
		肢体不自由の場合		10円								
		重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援			11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		